

30第15号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設について、東大和市議会建設環境委員会に所管事務調査を求める陳情

受理年月日 平成30年5月29日

陳情者 東大和市向原6-1389-3
ひつまぶしの会
代表 柳下 進

付託する委員会 建設環境委員会

陳情趣旨

小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の都市計画決定手続、その事業の進め方には、問題・疑問があるため、この事業を所管する建設環境委員会に所管事務調査を求めるもの。

陳情理由

1、東大和市長の都市計画審議会への諮問についての問題

東大和市は平成24年2月15日庁議で、

- (1) 平成22年3月26日の東大和市議会において「白紙を含めた抜本的な見直しなどの決議」が可決されたこと。
- (2) このことにより、今後必要とされる都市計画決定手続を進めることが事実上不可能であること。
- (3) 多額の費用を要する公共施設を建設することはできない。

の3点を理由として建設の受け入れは困難であることを確認している。さらに、上記(1)から(3)条件による「建設受け入れは困難」とする考えは踏襲しつつ、実質的協議を再開させるために、代替案を示していくとした。

また、平成25年第1回建設環境委員会(平成25年1月28日)では、現在の平成22年3月に可決されました白紙を含めた抜本的な見直しや民間委託などを中心に低コストで行うこととの東大和市議会の決議が現在も生きているということが事実であります。また市側もそれにのっ

とってやっていくということが今確認されました。

(平成25年第1回東大和市議会建設環境委員会記録20ページ、押本委員の発言を引用)

さらには、平成29年4月26日、私からの東大和市長への照会状に、市長は次のように回答しています。

(2) 2品目で進めることの、市議会の議決の有無や必要性の有無について、お教えください。

回答

2品目で進めることにつきましては、意思決定過程の段階であることから、市議会での議決案件にはなりません。

しかし、その内容が全ての市民に影響するものであることから、平成24年11月13日に開催された、東大和市議会全員協議会において内容の説明をした後、小平市及び武蔵村山市へ2品目での依頼を行い、その了解が得られたことから、小平・村山・大和衛生組合において、事務を進めているものであります。

以上の事実を整理すると、

東大和市、市長は平成22年の東大和市議会の議決を認識承知している。これを踏まえ代替案：2品目で他者との協議を再開する。2品目で進めることが、意思決定過程の段階では市議会の議決案件にならない。(意思を確定したら市議会の議決案件)となる。

上記の事実の中、東大和市は、「建設の受け入れは困難」とする考えは踏襲しつつ実質的協議を再開し、代替案を示し小平市、武蔵村山市、小平・村山・大和衛生組合の4者で事業を進めてきた。

さらに東大和市長は代替案、2品目で進めることの議決・同意を東大和市議会を得ることなく都市計画審議会に都市計画決定の諮問を行い、その答申を得て都市計画決定をした。

東大和市長が都市計画審議会に、諮問できる状況にないにもかかわらず諮問したことは問題である。

2、平成25年1月8日3市共同資源化事業に関する基本事項確認書、平成25年1月29日3市共同資源化事業に関する確認書についての問題

この確認書について、東大和市の庁内手続（規則・庁議等）が適切に行われているか。さらには、東大和市議会の議決・同意の必要性について疑問がある。

この確認書では、「地域住民の理解を得ることを前提として事業を進める」から「焼却炉更新を行う上で市民に必要不可欠な施設として進める」と4者の考え方を大きく変えている。

これは、事業推進側の進めるための理由の変更である。一方、3市共同資源物中間処理施設事業は、東大和市民にとり2品目の処理方法の変更であり、従来の方法に比べ費用負担が増大することとなる。（施設の運営費や建設に伴う返済負担等）

さらには、確認書の当事者である、尾崎市長は小平・村山・大和衛生組合の副管理者でもあり、ある意味では双方の当事者である。

このような立場にある者が、確認書の本質を変更し事業を進めること。進めることの理由、市民に必要な施設の正否は別として、市民に新たな負担増大を強いることが、市長の権限の範囲として妥当なのか疑問がある。市議会の決議・同意を求めるべきと考えるが。市長の権限として妥当なのか否かについて調査していただき度。また、処理方法の変更により、市民に負担増を強いるという観点から条例で定める必要性の有無も。

3、3市共同資源物中間処理施設の懇談会・協議会・説明会や市議会での東大和市の説明・答弁についての問題

東大和市の情報提供や説明・答弁については、一方的な持論の主張や、市民の疑問・質問とかみ合わないことがある。

一例を挙げると、平成29年都市計画審議会の資料5-2のように、3市共同による廃棄物処理の枠組みが崩れてしまうとしての、必要となる経費の表示等 —— 一方的な情報開示で、東大和市民に不安感をいわずらに募らせる事例

3市共同資源物中間処理施設建設の根拠、資源化を行わないとごみ焼却施設へのごみ搬入量を現在よりも増加させる。

——小平・村山・大和衛生組合から提出された資料で増加しないことが判明している。

小平・村山・大和衛生組合（仮称）新ごみ焼却施設整備基本計画（案）御参照

また、直近では今年3月の建設環境委員会での答弁

小島副市長の発言

尾崎市長は2期目に廃プラ施設をつくることを主張して、公約にして当選した。

この発言について、「平成27年4月26日執行、東大和市長選挙公報」に掲載された市長の主張・公約には見当らなかったもので、平成30年3月30日に私から市長に市長への手紙で照会しました。

回答は、平成27年4月26日の選挙では、対立候補は、施設の建設白紙化を主張しており、このことが、選挙の争点の一つとなりました。

結果、建設容認の立場をとった私が、再選を得たものであります。

「公約にして当選と結果、建設容認の立場」との回答に大きな違和感を抱くを得ません。これって何なのでしょう。

松本環境部長の発言

比留間運送は東大和市同様の容プラ、ペットボトルの処理を東村山市からも受注している。と聞いているが、この確認を直接したかについての問いに、回答は、客観的事実を伝えるために、東村山市において、市民を初め、広く事業の概要を周知する目的から発行している「秋水園事業概要」に基づき発言したものであります。として直接確認していない。（平成30年4月19日付東大和市長からの回答より引用） この回答は、適切なのでしょうか。

以上の問題点について、市議会建設環境委員会として執行機関のチェック機能を発揮していただくことを要望するものです。

なお、別紙1から4として陳情関連資料を添付します。